



23消安第4597号

平成23年12月13日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第2項の規定によりその販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第11条の規定に基づきその使用も禁止されています。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号。以下「省令」という。）の改正により、平成22年3月31日に販売禁止農薬に追加されましたが、その後、平成22年4月及び平成23年9月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されています。一部の都道府県において、このことを受けて平成22年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成17年から21年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されています。

また、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成23年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を行うことを予定しています。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、事前に農家等に保有されている当該農薬の回収を進めていくことが望まれます。

については、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、農家等の使用者に対して下記の事項が周知されるようご協力をお願いします。なお、ダウ・ケミカル日本株式会社及びアグロ カネショウ株式会社は、送料着払いにて回収を受け付けることとしているので、貴組合の組合員を通じ、組合員の取引先である小売店に農家等の農薬使用者からこれらの農薬の返品の要望のあった場合には、当該小売店に、とりまとめ、発送等のご協力をいただけるよう、よろしくお取りはからい願います。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬（別紙1）は販売禁止農薬であり、法第11条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第9条第4項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬（別紙2）は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は使用が禁じられることとなること。
- (2) 当該農薬については、販売禁止農薬に追加後、法第9条第4項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること
- (3) アグロ カネショウ株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

ケルセン又はジコホールを含む農薬

別紙1

農薬の種類	農薬の名称	登録番号	
ケルセン水和剤	アグロスケルセン水和剤33	18626	
	イハラケルセン水和剤	3284	
	キングケルセン水和剤	3379	
	ケルセン「日産」水和剤	3300	
	ケルセン水和剤33	9051	
	トモノケルセン水和剤33	9050	
	トモノ印ケルセン水和剤	3381	
	ヤシマケルセン水和剤	3346	
	金鳥ケルセン水和剤	3347	
	三共ケルセン水和剤	3283及び 4750	
	三共ケルセン水和剤33		10844
			10845
	山本ケルセン水和剤	3378	
	山本ケルセン水和剤33	9110	
	東亜ケルセン水和剤	3286	
	日農ケルセン水和剤	3285	
	日農ケルセン水和剤33	9049	
	武田ケルセン水和剤33	9052	
	BCPE・ケルセン水和剤	ダニキール水和剤	14187
ケルセン乳剤	アグロスケルセン乳剤40	18166	
	イハラケルセン乳剤	3035及び 5146	
	キングケルセン乳剤	3380	
	ケルセン「日産」乳剤	3012	
	ケルセン乳剤	12341	
	ケルセン乳剤40	4988	
	サンケイケルセン乳剤	3668	
	サンケイケルセン乳剤40	5031	
	トモノケルセン乳剤40	5029	
	トモノ印ケルセン乳剤	3382	
	マルカケルセン乳剤	3034	
	マルカケルセン乳剤40	5033及び 10944	
	ヤシマケルセン乳剤	3013	
	ヤシマケルセン乳剤40	5550	
	金鳥ケルセン乳剤	3097	
	金鳥ケルセン乳剤40	5032	
	月鹿ケルセン乳剤	3016	

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ケルセン乳剤	三共ケルセン乳剤	3014、4751 及び5647
	三共ケルセン乳剤40	5028、5066 及び5416
	山本ケルセン乳剤	3017
	山本ケルセン乳剤40	5037
	寿ケルセン乳剤	4474
	長岡ケルセン乳剤40	5030
	東亜ケルセン乳剤	3120
	東亜ケルセン乳剤40	5035
	日産ケルセン乳剤40	5036、7540、 7542及び 9441
	日農ケルセン乳剤	3015
	日農ケルセン乳剤40	5034
	武田ケルセン乳剤	5760
	武田ケルセン乳剤40	5759
ケルセン・DPC乳剤	バンマイト乳剤	9922
ケルセン・テトラジホン乳剤	ダブル乳剤	6330
ケルセン・ヘキシチアゾクス乳剤	ダニデン乳剤	18075
メカルバム・ケルセン乳剤	ペスタンK乳剤	8121
ケルセン粉剤	アグロスケルセン粉剤3	18553
	イハラケルセン粉剤3	6291
	クミアイケルセン粉剤3	9757
	サンケイケルセン粉剤3	6298
	トモノケルセン粉剤3	6389
	マルカケルセン粉剤	11303
	マルカケルセン粉剤3	6289
	三共ケルセン粉剤3	6293
	山本ケルセン粉剤3	6292
	寿ケルセン粉剤3	8258
	日産ケルセン粉剤3	6296
	日農ケルセン粉剤3	6297
	武田ケルセン粉剤3	6288
ケルセン・ジフェニルスルホン粉剤	ダブル粉剤	7981
ジメトエート・ケルセン粉剤	ジメトエートK粉剤	8481
	ジメマイト粉剤	8461
メカルバム・ケルセン粉剤	ペスタンK粉剤	8182
PAP・ケルセン粉剤	日産サンマイト粉剤	7601、7602 及び9328
	エカエース粉剤	8460
ケルセン	ケルセンEC	3011

ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬

別紙2

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ベンゾエピン水和剤	チオダン水和剤	4465
	マリックス水和剤	14296
	兼商マリックス水和剤	16036
ベンゾエピン乳剤	チオダン乳剤	4464
	チオダン乳剤35	12349
	ヘキスト・チオダン乳剤	15760
	ヘキストチオダン乳剤	17893
	マリックス乳剤	8296及び 17894
ベンゾエピン・DDVP乳剤	マリックスD乳剤	12889
	マック-D乳剤	13827
ベンゾエピン・NAC乳剤	チオポン乳剤	12225
	チオポン粉剤	12228
ベンゾエピン粒剤	マリックスベイト	14370
	マリックス粒剤3	14369
ダイアジノン・ベンゾエピン粒剤	ラズベン粒剤	17909
ベンゾエピン粉剤	マリックス粉剤	11270
	一農チオダン粉剤3	12203
	ヘキストチオダン粉剤	15759

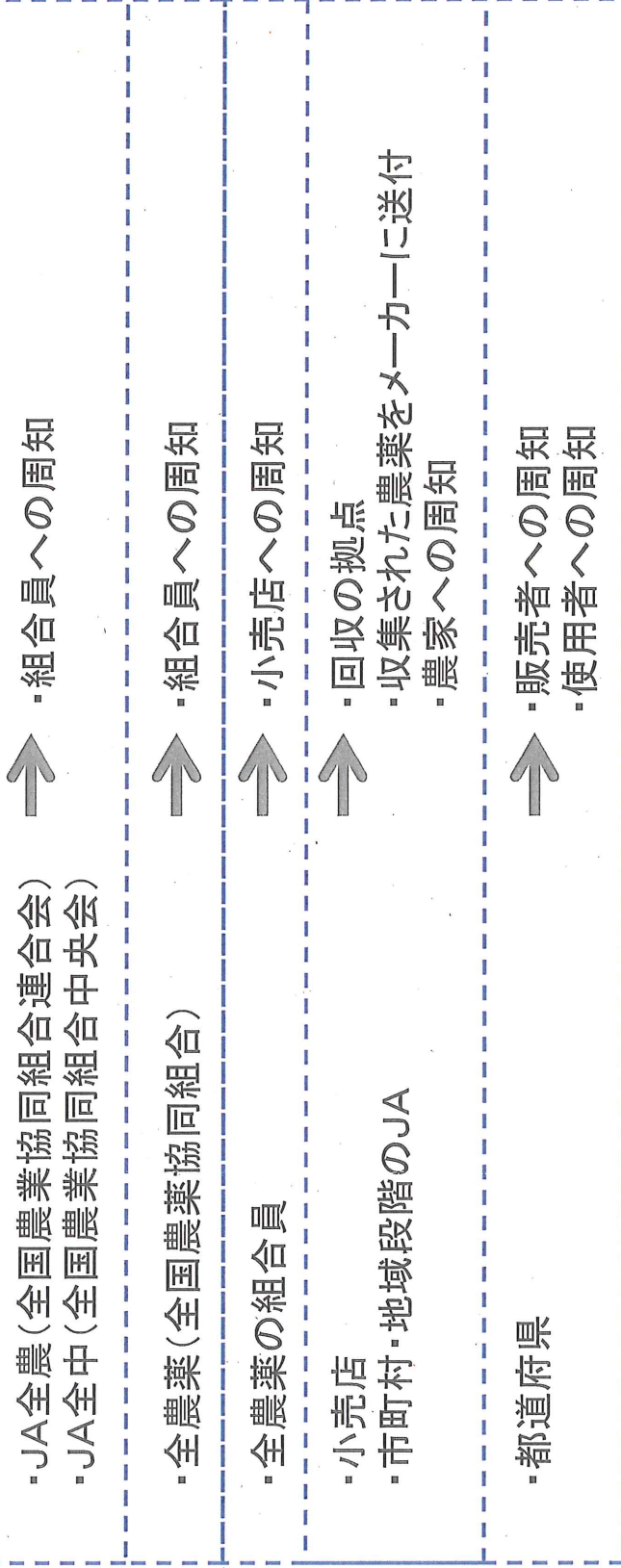
販売禁止農薬の回収に係るそれぞれの役割

○販売禁止農薬の回収の主体

- ・ダウケミカル日本(株):ケルセン又はジコホールを含む農薬
- ・アグロ カネシヨウ(株):ベンゾエピン又はエンドスルフアンを含む農薬

○販売禁止農薬の回収に係る協力

(役割)



【参考】

販売禁止農薬に係る回収について

